

議案第20号

久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

久喜市固定資産評価審査委員会条例(平成22年久喜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。